

OFIX 共催事業（防災）

外国人市民及び災害時通訳・翻訳ボランティアのための 防災・災害時訓練共催事業の実施について

1 目的

公益財団法人 大阪府国際交流財団（以下「財団」という。）は、地域の国際交流協会等（以下「協会等」という。）とともに外国人市民向けの防災・災害時訓練事業を実施することで、地域に根差した災害時外国人支援を推進し、さらなる地域力・防災力の向上を目指す。

2 対象事業

地震等、自然災害時（以下「被災時」という。）の対応に関する内容で、次に掲げる事業について、市町村や市町村国際交流協会等と共同で開催する。

- (1) 外国人住民を対象に、被災時の対処方法等を啓発する防災訓練（外国人の参加割合が概ね2割を占める事業であること）
- (2) 被災時に外国人を支援するボランティアのスキルアップを図る研修
- (3) 上記(1)及び(2)を連携させて実施する総合防災訓練
- (4) その他、被災時外国人支援体制の構築必要と思われる事業

注意事項：

- ・ 既に共催事業を実施された市町村や市町村国際交流協会等においては、既実施の成果や反省点をふまえた改善点を明記した事業展開を計画すること。
- ・ 事業終了後は災害時協力体制構築のために、参加した語学ボランティアのうち希望する者には、近畿地域国際化協会連絡協議会の運営する災害時通訳・翻訳ボランティア制度への登録案内をすること。
- ・ 事業の成果を確認するため、参加者の理解度アンケート等を実施すること。

3 経費

様式5に掲げる経費のうち、職員人件費、委託費、備品、飲食に係る費用（会議費・非常食等を除く）以外に対して、10万円を上限として負担する。

4 実施申込

共催事業の開催を希望する団体は、原則として開催日の1か月前までに、共催事業計画（様式1）、事業計画書（様式2）及び予算書（様式3-A又は3-B）（以下「共催事業計画書等」という。）を財団へ提出することとする。

5 決定通知等

- (1) 財団は、提出された共催事業計画書等を審査した後、共催の可否を決定し、速

やかに結果を申請団体へ通知する。

- (2) 共催可の決定を受けた申請団体は、財団と実施内容について十分協議の上、速やかに以下の書類を財団へ提出することとする。
 - ① 共催者名が明記された事業実施要領
 - ② 広報資料（ちらし、パンフレット等）
- (3) やむを得ず事業計画の変更・中止が生じた場合は、共催事業変更・中止申請届（様式4）を速やかに財団へ提出することとする。

6 報告書の提出

- (1) 事業終了後、申請団体は速やかに事業計画書（様式2）の各項目の実績と事業の成果を記載した共催事業実施報告書（書式自由）及び決算書（様式5）並びに共催負担金請求書（様式6）を財団へ提出することとする。
- (2) 財団は、共催事業実施報告書及び決算書を検査し、不備がある場合は協会等に修正を求めることとし、適正と認めるときは、負担金を支払うものとする。ただし、負担金の請求がない場合は、様式5及び様式6の提出は不要とする。